

【件名】 中野区重層的支援体制整備事業実施計画（案）について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

社会福祉法の改正により令和3年に創設された重層的支援体制整備事業について、中野区では令和4年度に既存事業を整理して重層的支援体制整備事業と位置づけた。今後、計画的に体制整備を推進するため、重層的支援体制整備実施計画を策定することとしたので、報告する。

## 1 重層的支援体制整備事業実施計画の概要

### （1）目的

本計画は、社会福祉法により創設された重層的支援体制整備事業を計画的に推進するため、その体制整備の方針と取組の方向性を示すものである。

### （2）法的根拠

社会福祉法第106条の5

### （3）計画期間

令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）までの3年間

### （4）中野区重層的支援体制整備事業実施計画（案）構成

第I章 重層的支援体制整備事業実施計画について

第II章 重層的支援体制整備事業の概要

第III章 重層的支援体制整備事業の各事業の体制

第IV章 計画の評価について

## 2 スケジュール

令和8年3月 地域包括ケア推進会議にて意見集約  
計画策定